

様式第3

会 議 録

会議の名称	公の施設使用料免除団体審査会（第2回）
開催日時	平成 23 年 2 月 2 日（水） （午前・ <u>午後</u> ） 3 時 3 0 分 開会 （午前・ <u>午後</u> ） 5 時 0 0 分 閉会
開催場所	市役所本館4階会議室
出席者	【審査会委員】 坪内 隆、辻田素子、木村正文、中山和子、矢倉昌子 【担当職員】 山本人権・男女共生課長、高田危機管理課長、田川高齢福祉課長、原田市民活動推進課長、増田青少年課長、岡本市民生活課長 【事務局】 楚和企画財政部長、小林財政課長
欠席者	無し
議題（案件）	・公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・次第 ・使用料免除団体申請書受付一覧

議 事 の 経 過 (1)	
発 言 者	発 言 内 容
会 長	<p>第 2 回 茨 木 市 公 の 施 設 使 用 料 免 除 団 体 審 査 会 を 開 催 す る 。 前 回 と 同 様 、 市 の 関 係 職 員 か ら 説 明 を 聞 く 。 前 回 に 引 き 続 き 地 域 集 会 施 設 に つ い て 審 査 を 行 う 。</p>
担 当 職 員	<p>人 権 地 域 協 議 会 、 地 区 人 権 啓 発 推 進 協 議 会 に つ い て 説 明 す る 。 市 内 に は 、 社 会 福 祉 法 に 規 定 さ れ た 隣 保 事 業 を 隣 保 館 設 置 運 営 要 綱 に 基 づ き 、 地 域 住 民 の 生 活 改 善 及 び 向 上 を 図 る た め の 社 会 福 祉 施 設 と し て 、 い の ち ・ 愛 ・ ゆ め セ ン タ ー を 3 か 所 設 置 し て い る 。 そ の 愛 セ ン タ ー を 拠 点 に 活 動 し て い る 人 権 地 域 協 議 会 に つ い て 、 人 権 豊 川 地 域 協 議 会 の 資 料 に 沿 っ て 説 明 す る 。 人 権 地 域 協 議 会 は 、 会 則 第 3 条 に あ る と お り 、 同 和 問 題 の 解 決 の た め の 施 策 を は じ め 人 権 施 策 に 協 力 し 、 差 別 の な い 人 権 尊 重 の コ ミ ュ ニ テ ィ の 実 現 に 寄 与 す る こ と を 目 的 に 各 事 業 を 展 開 し て い る 。 主 な 事 業 と し て 、 第 4 条 に 同 和 問 題 を は じ め 、 人 権 施 策 の 推 進 に 関 し て 、 行 政 機 関 及 び 関 係 機 関 と の 調 整 及 び 協 力 並 び に 連 携 す る 等 と 規 定 し 、 行 政 や 関 係 機 関 と 連 携 し て 人 権 問 題 の 解 決 に 資 す る こ と を 目 的 と し た 団 体 で あ る 。 実 際 の 活 動 と し て は 、 自 立 支 援 と し て 各 種 相 談 、 住 宅 、 街 づ く り 、 在 宅 ケ ア 等 を 、 ま た 、 自 主 活 動 支 援 と し て 会 員 団 体 へ の 支 援 や 啓 発 ・ 交 流 ・ 研 修 と し て 、 豊 川 や よ い ま つ り を 共 催 し た り 、 人 権 を 考 え る 市 民 の つ ど い 、 豊 川 フ ェ ス タ の 実 行 委 員 会 へ の 参 画 、 同 和 問 題 研 修 へ の 講 師 派 遣 な ど が あ る 。 地 区 人 権 啓 発 推 進 協 議 会 に つ い て は 、 市 内 の 小 学 校 区 単 位 に 設 置 し て お り 、 現 在 2 4 団 体 あ り 、 そ の 内 2 0 団 体 か ら 申 請 が あ っ た 。 水 尾 小 学 校 区 人 権 啓 発 推 進 協 議 会 を 用 い て 説 明 す る 。 設 置 目 的 は 、 会 則 の 第 3 条 に 規 定 さ れ て い る 基 本 的 人 権 の 尊 重 の 精 神 に 基 づ き 人 権 意 識 の 高 揚 と 人 権 尊 重 の 確 立 を め ざ し て 、 第 4 条 に 規 定 す る 研 修 会 の 開 催 や 人 権 啓 発 活 動 等 を 実 施 し 、 同 和 問 題 を は じ め と し た 人 権 問 題 に 取 り 組 み 、 人 権 が 守 ら れ 豊 か で 住 み よ い ま ち づ く り を 目 指 し た 活 動 を 展 開 し て お り 、 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー の 管 理 運 営 委 員 会 の 構 成 団 体 で も あ る こ と か ら 、 免 除 団 体 の 要 件 を 備 え て い る と 考 え る 。</p>

議 事 の 経 過 (2)	
発 言 者	発 言 内 容
会 長	人権地域協議会について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでいいか。
委 員	【異議なし】
会 長	人権地域協議会を、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。次の関係団体の説明にうつる。
担 当 職 員	防犯協会であるが、各小学校区に支部がある。根本の茨木防犯協会をふまえて、地域の防犯協会支部を説明する。防犯協会は、昭和20年代に茨木警察署の協力要請で結成された市内の各地域、小学校区、職域等の防犯活動等の集まりである。当時は旧村落に支部が結成され、その後の人口の増加に伴い、小学校が開校されると小学校単位で支部が結成されていったと聞いている。名称については、「防犯支部」とされている場合が多いが、中には民生委員や自治会長などの防犯委員以外の参画を求め、防犯協議会などの名称を使っている支部もある。活動目的としては、犯罪のない明るい社会の実現を理想とし、警察署の指導のもと活動を行っており、主な内容として、ひったくり防止キャンペーンや、広報活動や、年末の防犯見回り等である。小学校区によっては、防犯協会の支部だけではなく、地域の民生委員等に協力をいただき、組織している小学校区もある。
委 員	防犯協会は全てで15団体なのか。
担 当 職 員	申請があったのは15団体だけとなる。主な活動場所は、旧小学校区の地域の集会所等が多いと聞いている。
委 員	安心パトロール隊も防犯協会に含まれるのか

議 事 の 経 過 (3)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	従来1つだった小学校区が2つに別れたため、活動だけ別々にするにはノウハウ等がないため、現在は2つの小学校区が固まってやっておられるということで、名前を別に付けている。
委員	これらの団体は、茨木市防犯協会の支部の扱いになるのか。
担当職員	そのようになる。西小学校区と春日丘小学校区は、別々の支部ですが、西小学校区は最近別れたところですので、見守り等につきましても、一緒にされておられる。
会長	防犯協会について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでいいか。
委員	【異議なし】
会長	防犯協会を、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。次の関係団体の説明にうつる。
担当職員	自主防災会は、阪神・淡路大震災の後、地域で自主的に防災についての訓練等を行おうということで、平成8年から11年頃までに4つの団体が結成された。その後、大阪府の指導もあり、平成17年頃から活発に自主防災会の立ち上げということ案内したところ、現在、20の小学校区で21の団体が活動している。主に自治会役員がメンバーとなり、主な活動として、市が開催する防災訓練や防災関連の講習会に参加いただき、消火器の扱い方や三角巾の使用方法を消防署から指導も受けながら行っている。活動目的としては、地震や洪水等の災害時に、市や消防本部が活動するまでの間、地域の方々に自主的に防災の活動をしていただくことである。活動については、危機管理課に届けをいただき、その他訓練等の指導などをさせていただいている。

議 事 の 経 過 (4)	
発 言 者	発 言 内 容
委員	最近、出来たばかりの団体が多いのか。
担当職員	まず、大池小学校区ほか4つの小学校区で設立され、17年度以降毎年いくつかの小学校区で立ち上げをしている。今年度、畑田小学校区で立ち上げており、全32小学校区のうち20の小学校区で立ち上がっている。さらに今年度中に、2団体立ち上げるとの申し出を受けている。
委員	今年立ち上がったところは、書類が整い次第、審査をするということになるのか。
担当職員	まだ組織出来ていないところは、活動内容等を判断する必要があるので、来年に申請を受け付けることになるかと思う。
会長	自主防災会を茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでいいか。
	【異議なし】
会長	自主防災会を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。次の関係団体の説明にうつる。
担当職員	老人クラブの説明を行う。茨木市老人クラブ連合会は「市老連」、中学校区単位で活動している「地区老連」、各町ごとにある「単老」がある。ピラミッド構造で一番上の「市老連」、中間組織の「地区老連」、基礎的な「単老」という構成になっている。目的は、それぞれ会則の中で謳っているが、地域の高齢者の輪を広げることであり、健康の保持・増進や、教養の向上等を目的とした活動を行っている。また、単老が地域の中で活動をやっていくかということで、会員の個人のことと地域の中で色々な活動をやっていこうという二本立てで、それぞれの団体が活動している。

議 事 の 経 過 (5)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	<p>単老で対応できないものは、地区老連でやったり、市老連でやったりして、全体的に対応していくということである。単位老人クラブを中心に説明するが、実績報告書に元茨木川緑地の清掃についての記載がある。これは市老連の行事で、各単老が参加して行われる。また、「茨木市住みよい街づくり定期総会」であるが、奉仕づくりの関係の打ち合わせ等を活用して、事業に結びつけているということである。また、ふるさと祭り、文化展や運動会等の色々なイベントを実施している。次に、9月18日「老人社会奉仕の日実施」ということで、市老連が各単老に対して依頼をして、この単老は除草作業等を行っている。12月6日「住みよい街づくり協議会」には、市内一斉清掃を自治会等と共同で実施している。市老連が主催する事業や、単位老人クラブが自ら実施する事業を、場合によって地区老連がコーディネートしながら実施しているということ、年間の事業を行っている。地域の中で、自治会やこども会等の地縁団体と連携しながら、地域活動をしているという団体であることから、免除団体の要件を備えていると考える。</p>
委員	<p>今回申請が上がっている73団体は、単位老人クラブの全てが申請されたと考えていいのか。</p>
担当職員	<p>単位老人クラブは173団体あり、申請が出ているのは4割程度である。残りの6割については、自治会館等の地域の施設を利用しているため、申請は出てきていない。</p>
委員	<p>老人クラブは作ろうと思えば自由に作れるのか。それとも各地区に1つと決まっているのか。</p>
担当職員	<p>任意団体的な要素はあるが、概ね各町に1つという実態がある。単位老人クラブがない町については、市老連が立ち上げを推進しているが、全ての町に組織されているわけではない。</p>

議 事 の 経 過 (6)	
発 言 者	発 言 内 容
委員	1つの町に、複数の単位老人クラブが組織されている所もあるのか。
担当職員	実態としてはない。
委員	老人クラブに加入できるのは何歳からなのか。申請書では、市老連の組織人数は約1万人となっているが、加入率はどれくらいか。加入率は下がっているのか。
担当職員	60歳から加入可能となる。加入率は約14%である。60歳ぐらいの年齢で入る方は少ないようだが、70歳ぐらいになると入られている。加入率はほぼ横ばいの状態である。
委員	老人クラブは、全国組織なのか。
担当職員	府レベルに府老連があり、全国組織として全老連がある。下部組織としての直接的な位置づけはないが、会費のような負担金がある。全老連や府老連から情報をもらったり、大会に参加したりすることもある。
委員	市からの補助金は、人数に応じて1人いくらという形で支出しているのか。いくらぐらい支出しているのか。
担当職員	人数に応じて支出しており、約3～5万円ぐらいである。
委員	補助金が支出されているので、免除団体とならなくても活動に問題はないのではないか。
担当職員	現状とは異なる状況となるため、免除団体から外れた場合、問題ないとは思わないが、実際、免除団体から外れた時にどの程度影響あるのかは各団体に確認していないため、不明である。

議 事 の 経 過 (7)	
発 言 者	発 言 内 容
委員	今回、コミセンや公民館等に関して免除申請が出てきているが、活動内容を見ているとクリエイトセンター等も利用しているが、そこには利用料は支払われるということなのか。
担当職員	そのとおりである。
委員	規則の免除適用基準に、“行政との協働の観点から政策に沿った重点的な行政課題の解決に向けた役割を担う団体であり”、と規定されているが、老人クラブはそういう基準を満たしているかと判断したのか。
担当職員	そのとおり判断した。地域の奉仕活動や学校や幼稚園等で世代間交流などの活動もしているので、協働の条件が満たされていると考えている。
会長	老人クラブを茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでいいか。
委員	【異議なし】
会長	老人クラブを茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。次の関係団体の説明にうつる。
事務局	地域集会施設の団体の申請において、前回の審査会で、書類の整理等の関係で間に合わなかった団体があるので今回報告する。それぞれ所管課の職員から説明を行う。
担当職員	連合自治会から1団体、単位自治会から6団体の追加申請が出てきている。団体の活動内容等は前回の審査会で説明したとおりである。
担当職員	次に、同じく前回間に合わなかった西小学校区こども会育成連絡協議会と15の単位こども会から申請が出てきている。

議 事 の 経 過 (8)	
発 言 者	発 言 内 容
委員	これで自治会とこども会については、全ての団体から申請があったということか。
担当職員	地域の自治会館等を利用している自治会等については、申請は出てきていない。
会長	追加申請のあった自治会とこども会について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることについて。
委員	【異議なし】
会長	追加申請のあった自治会とこども会を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。以上で、地域の集会施設の審査は終了とする。 引き続いて、青少年センターについて、市の関係職員からの説明を願う。
担当職員	青少年センターは、青少年の情操を養い、教養の向上及び健康の増進を図るとともに、自主的、組織的な青少年活動を助長することによって、青少年及び青少年団体の健全な育成及び人権文化の高揚を図ることを目的として設置された施設である。この青少年センターの免除団体として申請できる団体は、青少年センター条例施行規則の第9条第1項に規定されている8項目である。1項目は、団体の設立趣旨が青少年センターの設置目的に適合する団体であること。2項目は、青少年センターの設置目的を達成するための企画、活動、行事等を市と協働して、恒常的に行っている団体であること、3項目以降は、各団体が一般的になされている定款・規則・会則等、予算・決算、営利・政治・宗教活動を目的としない、市内に活動の拠点がある、一定の人数要件、また、他の施設で免除されていないこと、以上の8項目であるが、主に上の2項目が今回の免除の申請を行う際の要件であると考えている。

議 事 の 経 過 (9)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	<p>この要件を踏まえ、審査をお願いする団体として、西陵中学校区レッツ青少年会は、青少年の健全な家庭生活と社会生活の向上を目的としており、青少年センターの設置目的に適合していること、また、地域のこども会のリーダーを育成するためのジュニアリーダー研修会を市・教育委員会と協働して毎年実施しており、その他の項目についても免除団体としての要件を満たしている。</p> <p>次に、スカウト団体であるが、各団体により、表現の仕方に差があるが、活動を通じて青少年の優れた人格を形成し、青少年の健全育成に寄与することを目的としており、各団体とも青少年センターの設置目的に適合していること、また、各団体とも、市内一斉清掃や消防フェスティバル、交通安全パレード等の市が行う行事に協力いただいております、ボランティア活動を通じた青少年の育成に努めていただいております。その他の項目についても免除団体としての要件を満たしている。</p>
委員	<p>レッツ青少年会は、中学校区ごとにあるのか。全部で何団体あるのか。</p>
担当職員	<p>青少年会は、基本的には小学校区単位に組織されているが、西陵中学校区レッツ青少年会は、西小学校区と沢池小学校区が共同で中学校区において青少年会の活動をしている。西小学校区と沢池小学校区の子供たちの指導者が集まった団体である。全部で16団体ある。</p>
委員	<p>青少年会の免除申請は、1団体だけなのか。</p>
担当職員	<p>申請は1団体のみである。青少年会は、各地域を拠点として地域の施設で活動しているので、西陵中学校区レッツ青少年会を除き、上中条にある青少年センターへの免除申請はなかったのではないかと考えている。</p>
委員	<p>青少年会は16団体あるが、ボーイスカウトは何団体あるのか。ガールスカウトは、どんな団体か。</p>

議 事 の 経 過 (10)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	ボーイスカウトは、市内に10団体ある。ガールスカウトは、ボーイスカウトの女の子の組織で、ボーイスカウトとは別の団体である。今回、2団体から申請が出てきている。
委員	現在、青少年センターの免除団体は、何団体あるのか。
担当職員	現在の利用料はすべて無料なので免除団体はない。新年度から一部有料にする予定であるが、18歳以下の青少年を中心として活動する場合は、引き続き無料とする予定である。
委員	スカウトと青少年会以外に市内に青少年の団体はあるのか。
担当職員	こども会や青少年健全育成連絡協議会などがあるが、それらはコミセンの管理運営委員会の構成団体に入っているため、それ以外となると、青少年会やボーイスカウトが主になる。
会長	西陵中学校区レッツ青少年会ほか6団体を茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることについていいか。
委員	【異議なし】
会長	西陵中学校区レッツ青少年会ほか6団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。他に何かあるか。
担当職員	免除団体の申請要件に非該当の団体から申請が出ているので報告を行う。大阪茨木ワイズメンズクラブから申請が出ているが、申請書に記載があるとおり、当該団体は青少年センター条例施行規則の第9条第1項に規定されている、団体の設立趣旨が青少年センターの設置目的に適合する団体であること、また、青少年センターの設置目的を達成するための企画、活動、行事等を市と協働して、恒常的に行っている団体であることなどの規定について、免除団体としての申請要件を満たしていないため、非該当団体としたものである。

議 事 の 経 過 (11)	
発 言 者	発 言 内 容
会 長	<p>各委員の異議がないようなら、説明のあった団体については、関係職員の説明のとおりとする。青少年センターについては審査を終了する。続いて消費生活センターについての説明にうつる。</p>
担 当 職 員	<p>消費生活センターは、消費者基本法第1条の目的「消費者の権利の尊重及びその自立の支援」に基づき、市民総合センター条例第23条で規定されている、消費者からの苦情及び相談の処理、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費生活関係団体の活動の用に供するなど、消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資する事としている。今回、消費生活関係団体として5団体から申請があったが、生活クラブ生活協同組合大阪、茨木市消費者協会、茨木市中央生活学校の資料にそって説明する。まず、生活クラブ生活協同組合大阪であるが、消費生活協同組合法に基づき、生活協同組合組織の発展を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期すること、組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的とし、消費者の食の安全・安心を中心に日々活動している。次に、「茨木市消費者協会」であるが、消費者の生活及び権利を守り、消費生活の安定・向上を図るため、消費生活に関する知識・技能を取得し、衣食住及び生活環境問題など啓発や教育活動を行い、消費者団体の中心となっている。次に、「茨木市中央生活学校」であるが、「財団法人 あしたの日本を創る協会」の設立趣旨に基づき、地域を良くするため、身近な暮らしの中の問題について、学習・調査を行い、知識を広め、地域住民と共に消費者意識の拡大を図り、快適で安全な地域社会の実現のため活動している。いずれも、茨木市消費生活展への積極的参加など、消費生活センターと協力・協働し、市民福祉の向上に資するため活動している団体であり、市民総合センター条例施行規則第13条の2第3項の免除団体として要件を満たしていると考える。</p>

議 事 の 経 過 (1 2)	
発 言 者	発 言 内 容
委員	生活協同組合は、スーパーマーケット等を経営して、そこで得られた剰余金を出資者や組合員に還元しているが、営利的な活動に当たらないのか。
担当職員	消費生活協同組合法第9条に、“営利を目的としてその事業を行ってはならない”と規定されているので、生活協同組合等の活動は、営利を目的とした活動にはあたらないと考えている。
委員	法的にはそうであるが、実際には剰余金を出資者や組合員に還元していることから、そこをどのように考えるのか。また、添付されている決算報告書にも、決算報告及び剰余金処分案承認の件という文言が入っているので、その辺をどう扱うにすることが問題だと考える。
委員	申請書に添付されている決算書を見ると、税引前当期剰余金が約1億3,800万円あって、法人税が約4,200万円かかっているということから、結果的には収益的業務を行っているということになるのではないかと。
委員	審査する際に、税法で見るのか、生活協同組合法の設立の趣旨でみるのかということになると思うが、税法上は、法人税がかかっているということから、営利的活動を行っているということも言えるのではないかと。
委員	公益事業は非課税であるが、収益事業は課税になる。生活協同組合は、元々は公益事業を目的としているが、その活動の中で結果的に収益的業務を行っているということになるのではないかと。
委員	消費生活センターを使って、どういう活動をされているのか。

議 事 の 経 過 (13)	
発 言 者	発 言 内 容
担当職員	会議や消費者問題等についての研修会等の利用があり、センター内で収益的事業につながる販売を行うというような活動はない。
委員	生活協同組合は、決算書を見ていると、純然たる企業に近いような印象を受ける。生活協同組合法の設立の趣旨に基づいた団体であるから、営利的な活動を行っていないと言い切れるのかが問題である。
委員	公益を目的とする団体が収益事業を行っているものといえ、例えば、お寺などの宗教法人が上げられるが、蠟燭とか線香とか他にも売っているようなものを販売すれば収益事業となる。全体からすればウエイトはかなり少ないので、営利を目的とした収益的団体とは言い難いとは思いますが、生協は規模が大きいいうえに、客観的に見てスーパーと変わらない活動をされているので、判断するに当たって非常に難しい。生協に市から補助金が出ているのか。
担当職員	市からの補助金はない。
委員	そういう点から、免除する必要がない団体であると考えられるのではないか。剰余金も出ているし、使用料を免除しなくても、活動を行ううえで支障はないかと思う。
担当職員	生活協同組合について、設立の趣旨等から見て、営利を目的としない団体であると考えていたが、決算状況を見ると実質的には剰余金が生じている状況もあるので、その剰余金が営利活動から生じたものなのか否かを含めて再考し、次回報告する。
委員	生活協同組合のような団体は、市内に他にもあるのか。
担当職員	今回申請があった生協以外にあと2団体ある。

議 事 の 経 過 (14)	
発 言 者	発 言 内 容
委員	中央生活学校は、財団法人明日の日本をつくる協会の下部組織になるのか。市の補助金が出ているのか。
担当職員	下部組織とっていいのかわからないが、府にも生活学校があり、全国にも約1,000団体ぐらいある。補助金は支出されている。
会長	茨木市中央生活学校と茨木市消費者協会を茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当とする報告をすることでいいか。
委員	【異議なし】
会長	茨木市中央生活学校と茨木市消費者協会を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として報告を行いたいと思う。
会長	それでは第2回の茨木市公の施設使用料免除団体審査会をこれで終了とする。